

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ

～在学による返還猶予の手続きをしてください～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた人が、学部又は大学院に在学している場合、在学猶予を申請することにより在学期間中の奨学金返還が猶予されます。手続きをしない場合、在学中でも奨学金の返還が開始されますので、返還の猶予を希望する場合は必ず手続きをしてください。

1. 対象者 貸与が終了した奨学金の返還猶予を希望する在学生
(給付奨学金について返還が必要になった場合も対象となります)

- ・ 2026年4月に入・進学する学生で、以前に奨学金の貸与を受けていた人
- ・ 2026年3月に満期終了後、休学・留年等で引き続き東京大学在学する人
- ・ 休学・留年等で引き続き在学する人で、過去に申請した在学猶予期間が終了した人 など

※ 在学猶予適用期間中の人はスカラネット・パーソナルの「詳細情報」で「在学猶予期間終了年月」が確認できます。

※ 休学・留年等で在学猶予を申請する場合、1年ごとに申請が必要です。2025年度に在学猶予を申請し2026年度も引き続き在学する人は、必ずスカラネット・パーソナルで自分の「在学猶予期間終了年月」を確認してください。

2. 手続方法

スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を入力してください。

入力時に必要となる学校番号等は下記のとおりです。

【スカラネット・パーソナル】<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

【学校番号】

- ・ 教養学部（前期・後期課程）・総合文化研究科・数理科学研究科：104003-01
- ・ 法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）：104003-60
- ・ 上記以外の学部・研究科：104003-02

【学校名（カタカナ）】 トウキョウ（※システム上「ヨ」は大文字）

【学校名（漢字）】 東京



3. 提出期間 2026年4月11日（土）～5月29日（金）

- **2026年2月以前に貸与が終了している人や、現在返還中の人は、上記の期間にかかわらず早急に手続きをしてください。**
- **現在返還中の方、返還開始間近の方は、スカラネット・パーソナル入力後に下記問い合わせ先まで必ず連絡してください。**
- スカラネット・パーソナルで在学猶予願の提出ができない場合には、「在学届」（紙）に必要事項を記入し **2026年4月24日（金）までに下記の提出先へ郵送してください。**
様式は日本学生支援機構 HP（http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku_yuyo.html）からダウンロードしてください。
- **期限後も在学猶予の申請は随時受け付けています。年度の途中で辞退した人、返還を開始したが猶予が必要となった人など、在学猶予が必要な学生は、速やかに申請をしてください。** なお、申請時期により返還開始までに猶予承認が間に合わないことがあります。

4. 問い合わせ・提出先 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学本部奨学厚生課奨学チーム JASSO 担当
syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2026年2月
本部奨学厚生課